

## 【件名】

日本における新たな水際対策措置（コビシールドの取扱いほか）

## 【ポイント】

- コビシールド（Covishield）」については、10月12日午前0時以降、「バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」と同一のものとして取り扱うことが決定されました。
- ただし、本日（12日）現在、インドで発行されたワクチン接種証明書は、日本入国・帰国時の検疫措置の緩和対象ではありませんので、既にインドにおいてコビシールドの2回接種を完了し、インドで発行されたワクチン接種証明書をお持ちの方は御注意ください。今後の取扱いについては調整中ですので、今後変更がある場合には、改めて領事メールにてお知らせします。

## 【本文】

1 10月8日、日本において新たな水際対策措置が決定され、「水際対策強化に係る新たな措置（18）」（令和3年9月27日）に基づく措置の適用に当たって、アストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」については、10月12日午前0時以降、既に日本入国時の水際防疫措置緩和の対象となっている「バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」と同一のものとして取り扱うことが決定されました。

2 ただし、本日（12日）現在、インドで発行されたワクチン接種証明書は、日本入国・帰国時の検疫措置の緩和対象ではありません。既にインドにおいてコビシールドの2回接種を完了し、インドで発行されたワクチン接種証明書をお持ちの方は御注意ください。

3 インド政府によって発行されたワクチン接種証明書の取扱いについては調整中ですので、今後変更がある場合には、改めて領事メールにてお知らせします。

## 【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話(91-22)2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>